

仕 様 書

第1 委託件名

令和7年度 多摩地域魅力PR事業及び島しょ地域魅力PR事業業務委託

第2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

第4 事業目的

多摩地及び島しょ地域は、豊かな自然があり、多くの観光資源が存在しているものの、旅行目的地としての認知度の向上や送客が課題となっている。また、これまで多摩及び島しょ地域を一括りにPRしてきたが対象範囲が広いため、代表的な観光スポットの紹介に留まっていた。

そこで、国内と海外向けに多摩地域魅力PR事業として多摩地域に特化したWEBサイト（以下「多摩サイト」という。）及びSNS（以下「多摩SNS」という。）を、島しょ地域魅力PR事業として島しょ地域に特化したWEBサイト（以下「島しょサイト」という。）及びSNS（以下、「島しょSNS」という。）を立ち上げる。各地域の特性に応じた観光客層にターゲットを絞った情報発信を実施していくことで、多摩地域における観光客の滞在日数や観光消費額の増加や、島しょ地域における閑散期（冬季）対策につなげる。

また、東京で実施される陸上競技の世界的な大会の開催効果により増加する外国人旅行者及び国内旅行者を多摩・島しょ地域へ確実に送客するため、様々な情報発信ツールを多角的に活用した観光プロモーションを行う。

なお、対象地域は国内・アジア地域・欧米豪地域とし、それぞれの地域に応じたプロモーションを行うこととする。外国人旅行者については、欧米豪地域の旅行者にウエイトを置くとともに、外国人目線を活用して情報発信を行うことで、発信力の強化を図るものとする。

第5 定義

本仕様書で使用する語句の定義は以下のとおりとする。

| 語句 | 定義 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 多摩地域 | 23区及び島しょ地域を除く市町村 |
| 島しょ地域 | 大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島及び小笠原諸島（父島及び母島） |
| 東京近郊 | 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 |
| 多摩サイト | 本事業のPRとして多摩地域に特化した日本語版及び英語版WEBサイト |
| 島しょサイト | 本事業のPRとして島しょ地域に特化した日本語版及び英語WEBサイト |
| 本WEBサイト | 多摩サイト及び島しょサイト |

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------|
| 多摩 SNS | 国内外の旅行者等に向けて多摩地域の魅力を伝えるための Facebook 日本語・英語及び Instagram 日本語・英語 |
| 島しょ SNS | 国内外の旅行者等に向けて島しょ地域の魅力を伝えるための Facebook 日本語・英語及び Instagram 日本語・英語 |
| 本 SNS | 多摩 SNS 及び島しょ SNS |

第6 委託内容全般

下記内容を多摩地域と島しょ地域、それぞれ実施すること。

1 委託内容

- (1) WEB サイトの構築（日本語版・英語版）
- (2) SNS を活用した情報発信（Facebook 日本語・英語、Instagram 日本語・英語）
- (3) WEB・SNS 広告やマスメディアによる PR 及びキャンペーンの実施
- (4) デジタルサイネージ等へ掲載用の映像制作及び交通広告等の実施
- (5) 観光 PR パンフレット・ポスター、PR グッズの制作
- (6) KPI 設定
- (7) ロゴ、キャッチコピー等の制作及び国内における商標登録
- (8) WEB サイト及び SNS の分析と効果測定調査の実施

2 全体について

受託者は本事業を滞りなく円滑に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 委託業務や提案事項について、受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提出すること。
- (2) 実施体制を明確化し、体制管理を徹底すること。当体制において、統括責任者、プロジェクト管理者およびスケジュール・タスク管理者を設置すること。ただし、プロジェクト管理者は多摩地域・島しょ地域でそれぞれ担当者を設定すること。

ア プロジェクト管理者

プロジェクト管理者とは、本委託業務の関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等を行うと共に、打ち合わせ等で決定した事項を各部門に周知徹底するなど、本委託業務を円滑かつ適切な遂行に努めること。また、本委託業務の円滑な遂行を阻害する内外のリスクを特定し、その発生可能性、影響度及びリスク軽減策等を整理・分析し、その対応について適宜財団に提案するとともに、その結果を本委託業務の改善に反映させること。

イ スケジュール・タスク管理者

スケジュール・タスク管理者とは、本委託業務の実施に際して生じた各種課題等について一元的に整理した「スケジュール・タスク管理表」を作成し、プロジェクト管理者を補佐するとともに、本委託業務の円滑かつ適切な遂行に向け、本事業関係者に対し、タスク等の処理について適宜スケジュール管理やリマインド等を行うこと。

- (3) 海外向けの PR を行うため、英語を母国語とする者による編集チーム（以下、英語編

集チーム)を設置すること。また、編集チームは、英語媒体の編集能力を有し、観光情報又は類似するテーマのWEBサイトの編集経験があること。

- (4) 本事業にかかる進捗報告等のため、財団と定期的に打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせ後5営業日以内に議事録を作成し、提出すること。

3 事業企画について

受託者は本事業を滞りなく円滑に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業では本WEBサイト(多摩サイト(日本語・英語)、島しょサイト(日本語・英語、計4サイト)、本SNS用のアカウント(多摩SNS(日本語・英語)、島しょSNS(日本語・英語)計4アカウント)を新規に制作・運営する。
- (2) 本WEBサイト及び本SNSの主なターゲットについて、各地域の特徴・観光資源・競合他地域の動向・訪問者の特性などを分析し、適切なターゲット層を理由と合わせて提案すること。
- (3) 本WEBサイト及び本SNSの主な発信先のウエイト割合について①国内(東京近郊)、②海外(東南アジア、南アジア地域から3か国程度※)、③海外(欧米豪地域)を5:2:3とすること。(※シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド)
- (4) 事業全体のうち、特に、本WEBサイトの充実・閲覧者の増加及び本SNSの活用に関心を込めた戦略とすること。
- (5) 多摩地域及び島しょ地域ならではの魅力や体験ができることを旅行者に伝えるよう、各地域の情報を調査し、発信すること。
- (6) PRでは、本事業で開発したブランド普及促進ロゴ及び東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo Old meets New」を積極的に活用すること。

第7 委託内容詳細

1 WEBサイトの構築(日本語版・英語版)

(1) 概要

インターネットから旅行情報を収集する国内外の旅行者等に向けて多摩及び島しょ地域の魅力を伝えるため「TAMASHIMA.tokyo」(<https://tamashima.tokyo/>) (以下「既存サイト」という。)を運用してきたが、新たに多摩サイト、島しょサイトそれぞれを構築し、各地域の魅力を発信する。

(2) 構築・運用期間

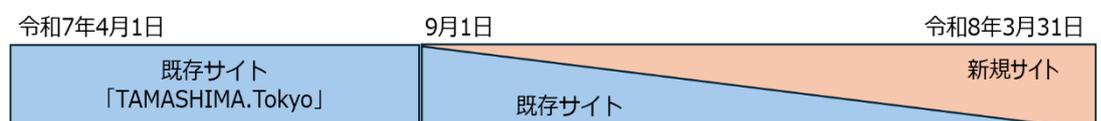
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ア 多摩サイト及び島しょサイトの構築/既存サイトの編集・維持管理

令和7年4月1日から同年8月31日まで(完了期日8月31日まで※予定)

イ 多摩サイト及び島しょサイトの運用運営管理/既存サイトの維持管理

令和7年9月1日から令和8年3月31日までとする。



※既存サイトには、令和7年9月1日から開設する多摩サイトと島しょサイトへの期待感を高め、告知する内容を掲載すること。

(3) 本WEBサイト全体

下記アからタに留意の上、本WEBサイト制作を検討すること。

- ア 令和3年度に多摩・島しょ魅力発信事業で開発したメインコピー「東京の新しい贅沢へ。TOKYO'S NEW LUXURY」」、「One city. Two worlds.」はパンフレット、ポスターに活用するが、本サイトには、利用しないこと。
- イ スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。
- ウ 本WEBサイトの構築及び運営を効果的に実施するため、専用の事務局・編集チームを設置すること。英語版に関しては英語編集チームにより実施すること。
- エ ユーザビリティが高く、対象ユーザーが瞬時に理解できるサイト作りを心掛けること。
- オ 世界的なトレンドを取り入れたデザインの導入を心がけること。
- カ 英語版サイトについては、英語を基準として、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語に翻訳できる多言語機能を入れること。
- キ 直帰率が低く、回遊性の高い構成を考え、Instagram等のSNSや関連コンテンツへの遷移等のアクションを意識したサイト作りを行うこと。
- ク 本WEBサイトは、受託者が用意するサーバーにて運営すること。
- ケ 本委託業務の実施にあたり制作する本WEBサイトの企画、デザイン及び公開に係る費用及びサーバー利用料等については全て受託者が手配し、その費用は受託者の負担とする。なお、本WEBサイトのドメインは都が「lg.jp」ドメインを取得するため、取得に際して必要な情報提供や手続きに協力すること。
- コ 本WEBサイトの更新に当たっては、別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠すること。
- サ 本WEBサイト内で、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠していないものは、準拠させること。
- シ EUにおけるGDPR(一般データ保護規則)等に関する対応を行うこと(例:クッキー利用について、サイトポリシーへの記載やポップアップ表示対応等)。その他、財団と協議の上決定すること。
- ス Google API Platformに関する対応を行うこと。
- セ SEO対策などアクセス件数の向上に関する対策を行うこと。
- ソ セキュリティ対策を徹底(改ざん検知、アクセスログ、端末単位でのアクセスブロック等)すること。
- タ その他、PV数増加に向けた取組を実施すること。

(4) コンテンツ制作

多摩サイト及び島しょサイトそれぞれについて、サイトの充実に必要なコンテンツ内容等を提案すること。また、必要に応じて現地取材を行うこと。

なお、本 WEB サイトについて下記アからエに留意の上コンテンツ内容を検討すること。

ア 取材記事

下記アからオに留意の上コンテンツ内容を検討すること。

- (ア) 日本語版は、本事業のターゲットに訴求する国内メディア、インフルエンサー等とタイアップした WEB 記事を多摩サイト及び島しょサイトそれぞれ 3 本以上制作すること。
- (イ) 英語版は、欧米豪地域に訴求力のある海外メディア、インフルエンサー等とタイアップした記事を多摩サイト及び島しょサイトそれぞれ 2 本以上制作すること。
- (ウ) ライターは、ライティングの技術及び観光情報又は類似するテーマのライティング経験を有すること。
- (エ) 英語版制作物の校閲・校正は、英語と日本語のバイリンガル能力を有する者（当該原稿のライターとは異なるもの）が行うこと。
- (オ) 効果的な発信方法も含めて企画・提案すること。また、制作したコンテンツは発信力・影響力のあるキュレーションサイトや動画サイト等に掲載するなど、PV 数の増加につながるよう工夫すること。

イ 既存サイトのコンテンツの活用

既存サイト内にある令和 4 年から 6 年に取材した記事について、コンテンツとして掲載をすること。記事件数は日本語版 20 件、英語版 14 件を想定している。記事については別紙 2「サイトリンク集」を参照（ただし、英語版にて 2 件作成中のため、留意すること。）。

なお、写真及び記事内容については、そのまま利用するが、記載の施設、店舗の所在・営業時間などの事実確認を行うこと。

ウ モデルコース作成

既存サイト内にあるモデルコースに加え、新たにモデルコースを多摩サイトで 3 コース、島しょサイトで 3 コース、計 6 コース作成すること。なお、既存のモデルコース内容を再度確認し、変更があれば修正を行うこと。また、新しいモデルコースのデザインに合わせること。

2 SNS を活用した情報発信（Facebook 日本語・英語、Instagram 日本語・英語）

SNS を活用して情報収集を行う国内外の旅行者等に向けて多摩地域及び島しょ地域の魅力を伝えるため、「多摩 SNS」「島しょ SNS」を制作し、情報発信を行うこと。

- (1) SNS での情報発信・運用を効果的に実施するため、専用の事務局を設置すること。また、本 SNS のユーザー層や特性に応じた運用方針を設定すること。
- (2) 本 SNS は、令和 7 年 9 月 1 日までに開設すること。その際、現在の TAMASHIMA アカウントにおいて、新たな SNS アカウントが開設することを周知するなど、既存のフォロワーを新規アカウントに誘導できるよう対応を検討し、実施すること。
- (3) 本 SNS の利用者に訴求力の高い投稿内容等を提案し、財団と協議の上、決定すること。

また、必要に応じて現地取材等を行うこと。なお、下記の点に留意の上、投稿内容を検討すること。

ア フィード投稿回数は週2回程度、リール投稿回数は月1回程度とする。

イ 地域ならではの魅力や観光スポット、体験できること等を紹介する投稿とする。

ウ 必要に応じて、本事業のWEBサイトで制作したコンテンツ等の活用も可とする。

エ 本SNSのユーザー及び本事業のターゲットに訴求する内容となるよう、工夫すること。

オ インフルエンサーやハッシュタグ等を効果的に活用し、情報の拡散を図ること。

カ 本SNS投稿は9月から開始できるようにすること。

(4) 投稿にあたっては、下記の点に留意すること。

ア 投稿内容及び写真について、関係地域との連絡調整及び情報収集を行い、情報の誤りがないようチェックを徹底すること。

イ 英語版のSNSは、英語と日本語のバイリンガル能力を有した者が表現等のチェックを行うこと。

ウ 本SNS上のトラブル発生時等の対応体制を整備し不測の事態には速やかに対応するなど、リスクマネジメントを見据えて運用すること。

(5) 本WEBサイトと連携させた情報の拡散を実施すること。

(6) 本事業のイベント等の内容を、可能な範囲でリアルタイムに発信すること。

(7) その他、SNSのファン数・フォロワー数増加に向けた取組を提案し、実施すること。

3 WEB・SNS広告やマスメディアによるPR及びキャンペーンの実施

多摩地域及び島しょ地域の認知向上及び魅力をより多くの国内外の旅行者等に発信するため、WEB・SNSによる本WEBサイトへの誘引広告及びキャンペーン等を実施すること。

(1) オンライン広告実施に当たっては、効果的な媒体及び対象のセグメント、広告時期等を選定し実施すること。

(2) 広告は、キャンペーン期間等を設定し効果的な内容や実施方法を企画すること。

(3) 広告内容は、過去を含め本事業で制作した記事や動画等を活用すること。

(4) 本事業で制作した動画等を活用し発信力・影響力のある動画サイトにて広告を配信し、視聴につなげるようPR等を行って動画視聴へ誘導すること。

(5) 有力なマスメディアを活用し、国内外向けに多摩地域、島しょ地域のPRを図ること。

(6) 広告媒体に合わせて画像映像を編集・加工すること。なお、画像映像の編集・加工費用は、委託料に含む。

(7) 地域への関心を高めるため、画期的なキャンペーンを企画、実施すること。

(8) その他、WEBサイトのPV数増加やSNSのファン数・フォロワー数増加に向けた取組を実施すること。

4 デジタルサイネージ等へ掲載用の映像制作及び交通広告等の実施

イベント開催等を機に東京都を訪れた訪日外国人及び国内旅行者に向けて訴求することで、多摩地域及び島しょ地域の認知を向上させ、このような地域への観光を促進させるため、プロモーション動画を制作し、東京で実施される陸上競技の世界的な大会の開催期間に合わせ都内

の交通広告等 00H で放映やイベント会場での放映を実施する。

(1) 制作本数及び納品時期

以下の表に記載のとおり、多摩地域及び島しょ地域それぞれの動画を指定期日までに納品することを想定しているが、具体的な納品日は財団と協議の上決定すること。

| No | パターン | 再生時間 | 納品時期 |
|-------|------------------------------------|---------|--------|
| ① - 1 | 動画 パターン 1 | 15 秒 | 8 月中旬 |
| ① - 2 | 動画 パターン 2 | 15 秒 | |
| ② | ① 2 本の動画を一つにまとめた縦型動画(デジタルサイネージに使用) | 15 秒 | |
| ③ | イベント会場で放映用動画 | 1~2 分程度 | 8 月下旬 |
| ④ | ③をベースとしたショートバージョン | 30 秒 | |
| ⑤ - 1 | 動画 パターン 3 | 15 秒 | 12 月中旬 |
| ⑤ - 2 | 動画 パターン 4 | 15 秒 | |
| ⑥ | ⑤ 2 本の動画を一つにまとめた縦型動画(デジタルサイネージに使用) | 15 秒 | |

(2) 内容について

ア 訴求するターゲットに合わせた効果的な内容を企画すること。

イ 訪日外国人向けに字幕を入れたパターンも用意すること。

ウ 音声ありで作成し、デジタルサイネージ広告では、音声がないパターンで製作すること。また、音楽素材の使用、登場人物で生じる著作権等の許諾手続きは受託者にて行い、問題なく利用できるようにすること。また、契約更新が発生する場合、事前に報告すること。

(3) 動画の主な活用シーン

ア 都内主要駅での交通広告等 00H

イ 羽田空港第 3 ターミナル 2 階到着ロビーのデジタルサイネージ

ウ 東京都が所有するサイネージ広告

エ ツーリズム EXPO 東京都ブース

オ その他 イベント会場等

※ウ、エについては、財団及び東京都で広告枠の手配を行う予定（委託料には含めない。）

(4) ロゴの掲出

本事業で開発したブランド普及促進ロゴ及び東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo Old meets New」ロゴの他、東京都のロゴを掲出すること。

(5) 交通広告の実施

また、東京で実施される陸上競技の世界的な大会の開催期間に合わせて、都内主要駅で多摩地域・島しょ地域それぞれ交通広告を実施するとともに、インバウンドをターゲットに、羽田空港内で多摩地域・島しょ地域それぞれ広告を実施すること。

5 観光 PR パンフレット・ポスター、PR グッズの制作

紙媒体を活用して国内外の旅行者へ多摩・島しょ地域の魅力を伝えるため、観光 PR パンフレット等を制作し、これを活用したプロモーションを実施すること。なお、パンフレットやポスターで使用する写真等のコンテンツは財団及び東京都の他事業の観光プロモーションで、二次使用が可能なものとする。ただし、難しい場合は事前に財団と協議の上、使用可能期間等を明記したものを提出すること。

(1) 観光 PR パンフレットの印刷

ア 令和6年度に「多摩・島しょ魅力発信事業」で制作したパンフレットの下稿等を利用して、パンフレット等の印刷をすること。必要に応じて、内容の更新を行うこと。印刷用原稿データ（編集可能 PDF）は財団から提供する。

イ 対象言語は、英語及び日本語とすること。

ウ 印刷部数は、以下の通り。

| | 多摩地域 | 島しょ地域 |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| パンフレット B 5 変形（天地 257mm×左右 170mm） | カラー20 ページ | カラー16 ページ |
| 日本語版 | 4, 000部 | 4, 000部 |
| 英語版 | 2, 000部 | 2, 000部 |

(2) ポスターの増刷・印刷

令和3年度及び令和6年度に「多摩・島しょ魅力発信事業」で制作したポスターの下稿を利用して、観光 PR ポスターを増刷及び印刷すること。印刷部数は B 1 で 16 種類各 50 部とする。

(3) PR グッズの作成

多摩地域及び島しょ地域の魅力を身近に伝える PR グッズを制作すること。なお、本 WEB サイトやパンフレットの QR コードを入れるなど、本 WEB サイトの PV 数の増加に繋げられるデザインとすること。

作成数は以下の通り。

| | 多摩地域 | 島しょ地域 |
|-----|---------|---------|
| 日本語 | 1, 000個 | 1, 000個 |
| 英語 | 1, 000個 | 1, 000個 |

(4) 観光 PR パンフレット・ポスター及び PR グッズの配送・配布・掲出

観光 PR パンフレット等は、各関係機関へ配送及び下記等で配布・掲出すること。また、下記のほか、多摩・島しょ地域の魅力を多くの人々に訴求できる効果的な配布・掲出場所を提案すること。

- ・国内外で開催される大規模な旅行博等
- ・国内外の旅行会社等
- ・東京観光情報センター
- ・都内観光協会等が参加するイベントの実施会場

その他、財団が指定する場所に配送すること。配送に必要な経費は委託料に含める。

(5) 保管場所の確保及び管理

観光 PR パンフレット等の在庫を管理する場所を確保すること。保管に必要な経費は委託料に含める。また、在庫表を作成し、適切に管理すること。

6 KPI 設定

効果的な事業展開となるよう、事業全体の広報の KPI を設定すること。KPI には、本 WEB サイトの記事 PV 数、本 SNS のフォロワー・リーチ数やエンゲージメント率等を含むこととし、その他効果測定に有効と思われる指標があれば設定すること。

7 ロゴ、キャッチコピー等の制作及び国内における商標登録

- (1) 多摩地域及び島しょ地域の新しいロゴを制作すること。
- (2) 多摩地域及び島しょ地域の思いが伝わるキャッチコピーを制作すること。
- (3) ロゴは、都を商標権の権利者として商標登録を行うこと。
- (4) 商品役務に関しては、国際第 16 類、35 類、39 類、41 類に相当するものとする。
- (5) 出願後速やかに、出願を行ったことを証する書類を提出すること。
- (6) 商標出願後の商標審査の結果、拒絶理由通知の送付や拒絶査定が行われた場合、必要に応じて意見書の提出等の中間対応を行うこと。
- (7) 出願後の査定等の状況を適宜、報告を行うこと。
- (8) 商標登録された後速やかに、登録を行ったことを証する書類を提出すること。
- (9) 受託期間中に商標登録が完了しなかった場合には、その経緯を報告の上、引き継ぎ書を作成し、翌年度以降の受託者に実施内容を確実に引き継ぐこと。

8 WEB サイト及び SNS の分析と効果測定調査の実施

本 WEB サイト及び本 SNS について KPI の達成度等を測定するための分析を実施すること。

また、本事業の媒体等について、率直な意見・評価やニーズなどを把握し、今後の制作に的確に反映させるため、インターネットを活用した効果測定調査を実施すること。

(1) WEB サイト及び SNS の分析

本 WEB サイト及び本 SNS に関し、下記の点について毎月実施し、翌月末までに報告すること。施策の改善が必要な場合は、報告の際に理由と改善案を提案し、財団と協議をすること。

ア 本 WEB サイトの PV 数やサイトへの導入経路、滞在時間、直帰率等を計測し、分析結果を報告すること。

イ 本 SNS のファン数・フォロワー数、投稿内容への反応やエンゲージメント率等を集計し、結果を報告すること。

ウ WEB・SNS 広告の実施期間中は、毎月分析を行い、結果を報告すること。結果に応じてターゲティング等を変更するなど、より効果的な広告を実施すること。

エ 分析にあたり、他地域の競合サイト・SNS 等があれば、比較検証を行うこと。

オ その他、事業の効果を測定するための項目等を設定して検証を実施し、今後の対応策や方向性を示す報告書を提出すること。

(2) 効果測定調査の実施

本事業の媒体等について、率直な意見・評価やニーズなどを把握し、今後の制作に的確に反映させるため、インターネットを活用した効果測定調査を実施する。

ア 調査対象

- ・多摩地域魅力 PR 事業（国内、海外）
- ・島しょ地域魅力 PR 事業（国内、海外）

イ 調査手法

WEB アンケート

ウ 調査設計

・調査対象者

国内：東京都（23区）、神奈川県、千葉県、埼玉県居住者の20代～60代の男女

海外：アメリカ、イギリス、オーストラリア、東南アジア、南アジア地域（第6、3（3）の対象地域と合わせる）

・対象条件：旅行に関心があること

・サンプル数

国内：1,000 サンプル程度

海外：各国 500 サンプル程度

エ 調査内容

各事業の概況/施策評価、クリエイティブ評価等、海外では認知がわかる内容を調査すること。

9 その他

- (1) 東京都及び財団が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供を、その都度行うこと。
- (2) 財団の依頼に応じ、バナー制作や相互リンク、投稿シェア等、必要な対応を行うこと。
- (3) 財団が実施する別事業の取組内容について本WEBサイト、本SNSで紹介すること。なお、日本語原稿、写真や掲載用バナーは提供する。
- (4) 財団の依頼に応じ、東京都及び財団の関係施策の広報活動（SNSなど）との連携を行うこと。
- (5) 令和8年度以降、受託者が変更になった場合には、遅滞なく本WEBサイト・本SNSが運営できるよう、あらかじめ引継書を作成し、新たな受託者に確実に引継ぎを行うこと。
- (6) 制作物等に著作権等の利用期限がある場合は事前に報告すること。
- (7) 本事業の遂行にあたりクラウドサービスを利用する場合には、ISO/IEC27001 のアドオン認証であるクラウドセキュリティ管理 ISO/IEC27017 認証、または、米国公認会計士協会（AICPA）が定めた SOC2 保証報告書を取得しているクラウドサービス事業者を優先して選ぶことが望ましい。
- (8) 天災の発生等、各対象地域や多摩・島しょ地域の実情に応じ、表現の工夫等を行うこと。また、事業の実施期間中において適宜内容の見直しを図る場合があるため、臨機応変に対応すること。

第8 実施報告結果

報告書については、中間報告書と事業実施報告書を提出すること。

- 1 中間報告書は、令和7年12月迄実施した施策を令和8年1月中旬に報告し、今後に向けた提言を入れ提出（電子データ）すること。

- 2 事業実施報告書は、「多摩地域魅力PR事業委託」と「島しょ地域魅力PR事業委託」実施結果について、各報告書（製本した成果物2部及び電子データ2部）を財団に提出すること。

第9 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- 1 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においても都及び都の委託先に対してこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 1の規定は、受託者の従業員、第10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- 3 1及び2の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- 4 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- 5 4は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- 6 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- 7 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

第12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第13 契約更新について

- 1 本委託契約は、本事業の継続が見込まれ、かつ、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと、1年を単位として、最大2回まで本契約を更新すること

ができる。

なお、更新後の業務内容・規模については、仕様書第7「1 WEBサイトの構築」及び「7 国内における商標登録」にかかる部分を前提とし、詳細は委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

- 2 契約更新にあたっては、該当年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

第14 個人情報の保護等

- 1 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、別紙3「個人情報に関する特記仕様」に定められた事項を遵守すること。
*https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf
**https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf
- 2 「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
また、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) アクセスを許可する情報に係る事項
受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。
 - (2) システム要件に係る事項
受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。
 - (3) 受託者は、財団又は東京都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。
- 3 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
 - (1) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
 - (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 4 本事業の遂行にあたり第10により財団に承諾を得て一部業務を第三者委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

第15 その他

- 1 本委託契約は、令和7年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和7年度財団収支予算が令和7年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。
- 2 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 3 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- 4 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 5 本仕様書に疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 6 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること
- 7 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課
TEL 03-5579-2682